

よく聴き、
いっしょに考え、
安心をつなぐ。



相談支援事業所
アウル

医療法人仁木会 在宅支援センター

すべての人が笑顔になれるよう よく聴き、一緒に考えます。

障がい福祉サービスの利用を希望される障がいのある方、お子様の家族や保護者から、生活などで困りの事などをご相談いただき、よりよい地域生活を送るためにはどうしたらよいが一緒に考え、必要な支援、サービス計画の作成を行います。

アウルの特徴

障がい福祉サービス

障がい者・障がい児のどちらのサービス利用についても承ります。

アウトリーチ支援

ニキハーティーホスピタルはじめ、精神科医療機関、訪問看護ステーション、他の機関との連携によるアウトリーチ支援も可能です。

地域包括ケア

医療・福祉・行政・地域・教育機関等と連携した支援を提供します。

相談支援専門員の在籍

精神保健福祉士・社会福祉士・公認心理師資格を有した相談支援専門員が相談に応じます。

「精神障害者支援体制」・「行動障害支援体制」・「要医療児者支援体制」の研修を受けたスタッフが相談に応じます。

相談支援サービスの内容

● 基本相談

障がいや病気で困りの事やこれからの事などについて本人や家族の相談に応じ必要な情報提供や助言、関係機関との連携も行います。

● 特定相談支援／障がい児相談支援

障がい福祉サービス、障がい児通所支援の利用に関する利用計画を作成します。サービスの変更や継続に関する支援も行い、作成後は一定期間ごとにモニタリングを行います。

● 一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

施設や病院等に入所・入院している方が地域生活へ移行するための支援を行います。また、単身で生活している方等の常時の連絡体制の確保、緊急時の支援を行います。

サービス対象

熊本市・嘉島町・益城町・御船町・菊陽町・大津町・西原村にお住まいの方でサービス利用を希望する身体障がい者（児）・精神障がい者（児）・知的障がい者（児）の方

サービス利用の流れ

1. 相談

ご本人・ご家族からお電話にてサービス利用の相談を受けます。

2. 利用申請（ご本人・ご家族）

3. ご契約・計画案作成（訪問）

相談員がお話しをお伺いし、サービス利用計画案を作成します。

4. 受給者証の交付

市町村がサービス内容と支給期間を決定し、受給者証が交付されます。

5. サービス調整会議

ご本人・ご家族・サービス提供者・相談支援専門員等が集まり、サービス等利用計画案の説明を行うとともに、ご本人及び担当者からの意見・要望等をお受けします。それをもとに相談員がサービス等利用計画を作成します。

6. サービス等利用計画の提出

7. サービス開始

8. モニタリング（訪問）

相談員が自宅に訪問し、経過をお聞きし必要に応じて計画を見直します。



医療法人仁木会在宅支援センター

相談支援事業所 アウル

〒862-0920 熊本市東区月出4丁目4番74号

休/日・祝 ※土曜は障がい児相談のみ対応

TEL.096-234-7756
(9:00~17:00)

FAX.096-234-7746